

## 長泉町告示 5 号

長泉町広報モニター設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 月 1 5 日

駿 東 郡 長 泉 町 長      池   田            修

### 長泉町広報モニター設置要綱

#### (設置)

第 1 条 町広報、町のホームページ、町の SNS その他の町の情報媒体（以下「町広報等」という。）に対する評価、意見、提案等を聴き、伝わる情報発信の向上を図るため、長泉町広報モニター（以下「モニター」という。）を置く。

#### (職務)

第 2 条 モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町広報等に関するアンケートに回答すること。
- (2) 町広報等に関し、意見、提案等を述べること。

#### (要件)

第 3 条 モニターは、町広報等への関心があり、積極的協力が得られる者で次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 満18歳以上であること。
- (2) 町内に在住、在学又は在勤していること。
- (3) 国又は地方公共団体の議会議員及び公務員でないこと。

#### (定数)

第 4 条 モニターの定数は40人以内とする。

#### (任期)

第 5 条 モニターの任期は、4 月 1 日から翌年 3 月31日までとし、2 期以上連続して再任しないものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

#### (募集)

第 6 条 モニターは、一般公募とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

#### (選任)

第 7 条 町長は、応募者の中から適当と認める者を選任する。

(禁止事項)

第8条 モニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) モニターの応募に関し、虚偽の内容を登録する行為
- (4) アンケートに虚偽の内容を回答する行為
- (5) モニターの職務において知り得た情報を漏えいする行為

(選任の取消し)

第9条 町長は、モニターが次の各号のいずれかに該当したときは、モニターの選任を取り消すものとする。

- (1) モニターの要件を満たさなくなったとき。
- (2) モニターが辞退を申し出たとき。
- (3) モニターがその職務を遂行できないと認められるとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

(謝礼)

第10条 モニターに対し、その活動実績に応じ、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(費用負担)

第11条 モニターが職務を行うために要する通信費その他の費用は、当該モニターが負担するものとする。

(庶務)

第12条 モニターに関する庶務は情報戦略室において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 モニターの選任に関し必要な手続きその他の行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。